

## 次期あいち福祉保健医療ビジョンについて

## 1 あいち福祉保健医療ビジョン 2026 の概要

## (1) 策定趣旨

福祉・保健・医療施策全般にわたる包括的な視点に立ち、各分野における様々な取組を進めていく上で共通して必要となる考え方や主要な施策の方向性を示す。

## (2) ビジョンの位置付けと性格

- ・ 福祉・保健・医療施策全体の方向性を示す基本指針
- ・ 福祉・保健・医療分野の個別計画（法定計画）の上位計画として、分野横断的・重点的な取組の方向性を示す。
- ・ 社会福祉法第 108 条に基づき策定が努力義務とされている「都道府県地域福祉支援計画」に位置付け

## (3) 計画期間 2021 年度から 2026 年度まで（6 年間）

## 2 次期ビジョンの策定について

- ・ 2024 年 12 月に本県が策定した「あいち行革プラン 2025」において、事務の効率化・簡素化を図る観点から、策定当時の経緯や社会経済情勢の変化を踏まえ、既存の計画等について「廃止」「統合」「簡素化」を図ることとしており、当ビジョンについても 2026 年度が本計画の改定時期に当たるため、2027 年度以降の計画のあり方を検討する必要がある。

## 【次期ビジョンの方向性】

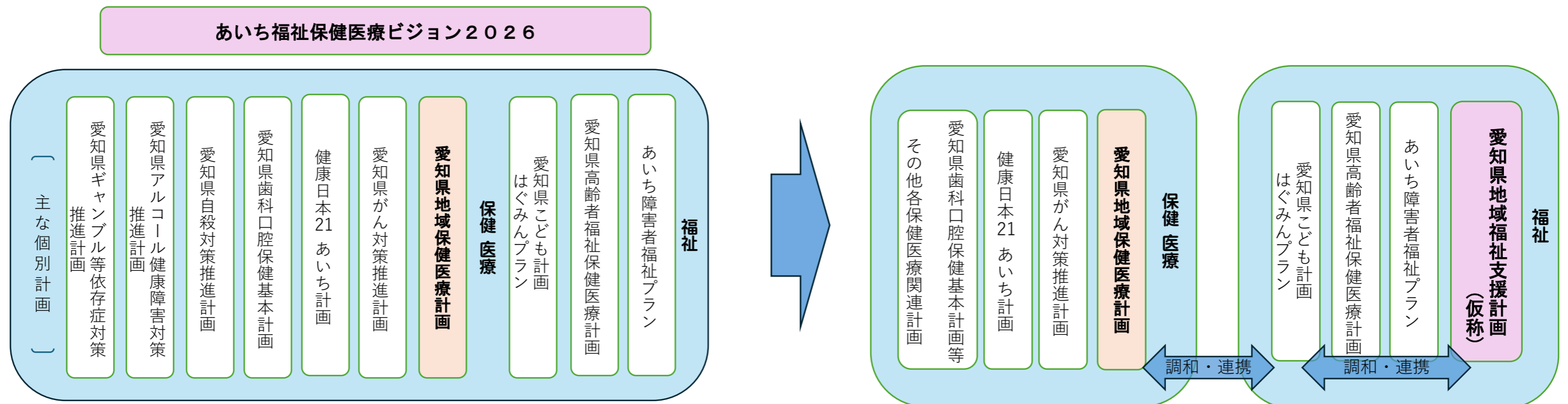
- ・ 保健・医療分野については、当該分野の上位計画である「愛知県地域保健医療計画」があることから、ビジョンとして策定しない。
- ・ 福祉分野については、高齢者、障害者、子どもの各分野について、法定の個別計画が策定されていることから、ビジョンとして策定せず、社会福祉法に基づく「都道府県地域福祉支援計画」を策定する。

## 3 都道府県地域福祉支援計画について

- ・ 各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項を一体的に定める計画（別紙参照）。

## 4 今後の検討体制等について

- ・ 2026 年度に行政、学識経験者、福祉関係者等で構成する策定検討委員会を設置し、当委員会で御意見を伺いながら、2026 年度内の策定を目指す。
- ・ 当審議会においても幅広い視点から御意見を伺う。



## 都道府県地域福祉支援計画について

## 1 概要

- ・各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項を一体的に定める計画。（根拠法令：社会福祉法第 108 条）
- ・各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する、福祉分野の「上位計画」であり、関連する計画との調和を図り、かつ連携を確保して策定される必要がある。

## 2 支援計画に盛り込むべき事項

市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（法第 108 条第 1 項）	都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン（令和 3 年 3 月 31 日付け厚生労働省子ども家庭局長等通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」）に示されている主な取組例
①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項（同第 1 号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林、防犯・防災等）との連携</li> <li>・ひきこもりなど制度の狭間の課題への対応</li> <li>・生活困窮者など各分野横断的に関係する者への対応</li> <li>・居住や就労に課題や困難を抱える者への対応</li> <li>・権利擁護の在り方（市民後見人、金銭管理、身元保証等）</li> <li>・虐待への統一的な対応の在り方</li> <li>・犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方 等</li> </ul>
②市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項（同第 2 号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村に対する支援</li> <li>・福祉サービスに関する情報収集及び提供システムの構築</li> </ul>
③社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項（同第 3 号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉人材の確保のための養成研修</li> <li>・福祉サービスに従事する者の知識・技術向上のための研修</li> </ul>
④福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項（同第 4 号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉事業者等への適切な運営に関する指導・助言</li> <li>・福祉サービスの質の評価</li> </ul>
⑤市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項（同第 5 号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単独の市町村では解決が難しい地域生活課題に対する支援体制の構築</li> <li>・都道府県域で推進していく独自施策の企画・立案</li> </ul>